

◆奥多摩町若者定住応援補助金等のご案内◆

町では、次代を担う若者等の定住を応援するため、定住を目的として住宅の新築、増築または購入をした方に対して補助金の交付や、金融機関などからの資金借入に対する利子補給を行っています。（※平成27年4月1日から平成32年3月31日までの期間）

●対象者

・定住応援補助金

- ①年齢45歳以下の夫婦若しくは50歳以下の者で子ども（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。）がいる世帯、又は35歳以下の者。
- ②住宅の新築、増築、改築または購入をされた方。（事業費50万円以上）
- ③事業を実施後、1年以内のもの。補助等を受けることができる回数は1回のみ。

・利子補給

- ①年齢45歳以下の夫婦若しくは50歳以下の者で子ども（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。）がいる世帯、又は35歳以下の者。
- ②住宅の新築、増築、改築または購入をされた方で金融機関からの融資の金額が500万円以上であること。
- ③住宅の新築、増築、改築または購入をされた方で金融機関からの融資の償還期間が10年以上であること。

●補助額等

・定住応援補助金

- ①住宅の新築、増築、改築または購入をされた方。（事業費50万円以上）
※事業費の2分の1以内、補助金限度額200万円

・利子補給

- ①利子補給率 ※借入利率の2分の1
- ②利子補給限度額 ※30万円（年額）
- ③利子補給期間 ※36月

●申請に必要なもの

- ・住民票（世帯全部で続き柄が記載されているもの）
- ・請負等の場合は工事請負契約書の写し、申請者本人が事業を実施する場合は材料購入領収書の写し（申請のあった日から過去2か年以内のもの）
- ・土地又は中古住宅購入の場合は、売買契約書の写し
- ・土地及び建物の登記簿謄本
- ・借地の場合は、賃貸借契約書の写し
- ・利子補給を申請する場合は、金融機関との融資契約書（返済一覧表）の写し
- ・定住の意思を証明する誓約書
- ・その他町長が必要と認める書類

【若者定住応援補助金等交付概要】

